

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	倉吉市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/soumu/soumu/x629/22/

執行機関名 倉吉市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年倉吉市条例第31号)に規定する小集落改良住宅(同条例第2条第2号に規定する小集落改良住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年倉吉市条例第33号)第4条第1項表の5の項 倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年倉吉市条例第31号)に規定する小集落改良住宅(同条例第2条第2号に規定する小集落改良住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年五月十七日法律第八十四号)第1条	倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年倉吉市条例第31号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の設置並びにこれらの管理について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		倉吉市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年倉吉市条例第31号)